

**レジ袋の（日本型）有料化
-レジ袋の無料配布の廃止-**

富山方式も参考に、以下のとおりとする。

（１）事業者はプラスチック製のレジ袋を無償配布してはならないとする法令を新たに、かつ、速やかに制定する。

（２）具体的には、

- ① スーパー・コンビニ・ドラッグストア・百貨店などのレジ袋を利用する事業者を一律に対象とする。
- ② レジ袋を使う場合には有償とし、その内容（価格、方法等）については、環境上効果的なものとなるよう各事業者が選択するものとする。
- ③ 有償化により得られたレジ袋の売上は、仕入原価を除き、環境対策等に充当されるなど、関係者の理解を促進していくものが望ましい。

（以上）

- ・各社で価格を決定
 - ・レジ袋の収益金
- = レジ袋の価格 - (袋の原価 + 消費税)



協定締結式(20年3月)